

都道府県連盟表彰審査基準

平成25年度用

日本連盟感謝・表彰規程 都道府県連盟 表彰

(1) 都道府県連盟 感謝（日本連盟感謝・表彰規程 第8条）

都道府県連盟から贈呈する感謝の記章・賞状は、次のとおりとする。

- 1 都道府県連盟感謝章 日本におけるスカウト運動のために、都道府県的に尽力した方に対し、都道府県連盟として感謝するもの。
(尽力した者とは、下記の要職に従事したものとする。)
- 2 都道府県連盟感謝状 日本におけるスカウト運動のために、都道府県的に貢献した方に対し、都道府県連盟として感謝するもの。
(貢献した者とは、下記の要職に従事したものとする。)

① 候補者の推薦

- (一) 県連盟理事・学識経験理事・監事
- (二) 県連盟正副コミッショナー
- (三) 名誉会議議員
- (四) 名誉役員
- (五) 地区委員長・地区コミッショナー
- (六) 支援・協力団体及び個人
- (七) 援助団体及び個人
- (八) 日本連盟トレーナー

- ◆ 感謝状授与の範囲は、県連盟として感謝の意を表すもの。
(被表彰者がその要職を離れた年度総会に授与し経年月は対象としない。)
- ◆ 贈呈の範囲は、日本のスカウト運動に対し、都道府県的に貢献・尽力したもので、都道府県連盟として感謝するもの。
(貢献・尽力した者とは、上記の要職に従事した者及び都道府県連盟に協力・支援・援助・維持会費の納入を行った者)
- ◆ 上記維持会費納入累計金額は10万円以上、「協力・支援・援助」についてはその状況に合わせて、県連盟名誉会議で審議し決定する。

(2) 都道府県連盟 表彰（日本連盟感謝・表彰規程 第9条）

都道府県連盟から授与する表彰の記章・賞状の基準は、次のとおりとする。

1. 善行章 * スカウト精神に基づき善行を行い、スカウトの規範となる者。
2. 善行綬 * スカウト精神に基づき、スカウトの規範となる善行を行った隊、班又は組
◆ 受章候補者(組・班・隊)は、この労をたたえて、機関・団体等よりの表彰を受けている事を原則とする。
3. 都道府県スカウティング褒章
日本におけるスカウト運動に対し、都道府県的に特別顕著な功績を挙げた者
全国大会優勝等、スカウト・指導者の模範となり士気を高めた者 登録年数不問
4. スカウト顕彰 教育規程 7章 第63条へ移行（条文削除）
 - ア、 都道府県連盟は、スカウト顕彰を制定することができる。
 - イ、 スカウト顕彰の対象者はスカウトとし、指導者は含まないものとする。
 - ウ、 都道府県連盟は、スカウト顕彰の施行に際し、記章の種類、主旨、様式、図柄、寸法、色について本連盟に届けでるものとする。

(3) 都道府県連盟 特別有功章（ 同 上 ）

(都道府県連盟への申請・審議手続き) 日本連盟感謝・表彰規程 第10条

都道府県連盟特別有功章・都道府県連盟有功章の申請手続きは、地区の申請または、都道府県連盟名誉会議自体の発議により、都道府県連盟名誉会議が審議、決定し都道府県連盟理事会に報告する。

(都道府県連盟の贈呈者・授与者) 日本連盟感謝・表彰規程 第11条

都道府県連盟の贈呈者・授与者は連盟長とする。連盟長欠員の場合は都道府県連盟理事長とする。

授与範囲は加盟員に限られ、次の基準による。

5. 都道府県連盟特別有功章 * 日本におけるスカウト運動に対し、都道府県的に多年にわたり功績のあったもの。
 - ① 候補者の推薦
◆ 地区名誉会議の推薦によるもの。
◆ 都道府県名誉会議の発議によるもの。
◆ 都道府県連盟有功章に順ずるもの。
 - ② 申請の基準

都道府県連盟有功章受賞後、更に満8年以上継続して奉仕経験があり、且

つ初期登録より、通算して、加盟登録が15年以上であるもの。

- ③ 年齢の下限
- ◆ 申請の年の3月31日において満35歳以上。

(4) 都道府県連盟 有功章 (同 上)

6. 都道府県連盟有功章 * 日本のスカウト運動に対し、都道府県的に多年にわたり
功労のあったもの

- ① 候補者の推薦
 - ◆ 地区名誉会議の申請によるもの。
 - ◆ 都道府県連盟名誉会議の発議によるもの。
 - ② 申請の基準
 - ◆ 申請対象者
隊指導者 = 隊長・副長 団指導者 = 正副団委員長・団委員
 - ◆ 都道府県連盟申請時。
 - ◆ 功労のあった奉仕年数が原則として満7～9年以上継続している者。
 - ◇ 隊長・副長・団委員長 = 満7年以上
初期登録が平成18年度以降は、申請不可
 - ◇ 隊指導者と団指導者の合算 = 満8年以上
初期登録が平成17年度以降は、申請不可
 - ◇ 団指導者 = 満9年以上
初期登録が平成16年度以降は、申請不可
 - ◆ 申請時点で被表彰者が満年に達しているもの。
- ③ 年齢の下限
 - ◆ 申請の年の3月31日において満27歳以上。

(5) 都道府県連盟 褒状 (同 上)

7. 都道府県連盟褒状 * 日本におけるスカウト運動に対し、都道府県的に顕著な功
績を挙げた者。

- ① 候補者の推薦
 - ◆ 褒状の範囲は、すべての加盟員で都道府県連盟として褒状に値する者。
 - ◆ 授与の主旨は、「スカウト精神に基づき、行動したスカウトの模範となる者」で
具体的に例えれば、バン格拉ディッシュ連盟との提携プロジェクトに複数回参加、世界、
地域フォーラム等で議長を務めた等、褒めて励ます賞として授与する。

(6) 日本連盟 感謝・表彰規程 (同規程 第5条)

日本連盟表彰 * 日本連盟から授与する記章・賞状の基準は、次のとおりとする。

- ◆ 功労章の申請手続きは、都道府県連盟名誉会議の議を経て、都道府県連盟より日本連盟に申請、または中央名誉会議自体の発議によりその審議を行い、決定する。

8. た か 章 * 日本のスカウト運動に対し、全国的にあるいは地方的に、多年にわたり功労顕著なる者。

- ① 申請手続きは、都道府県連盟名誉会議自体の発議により、その審査を行い、都道府県連盟理事会に報告し、日本連盟に申請する。または中央名誉会議自体の発議により審議を行い、決定する。

② 申請の基準

- ◆ かつこう章受章後、**更に満 10 年以上継続**して奉仕実績があり、且つ初期登録

より通算して、**加盟登録が 30 年以上**である事。

- ◆ 上記の年数は、最低の年限を示すもので年限を経過すれば直ちに贈るというものではない。役務による功績・功労を重視し評価する。

③ 年齢の下限

- ◆ 申請の年の 3 月 31 日現在において満 51 歳以上。

9. か っ こ う 章 * 日本のスカウト運動に対し、全国的にあるいは地方的に、多年にわたり功労のあった者。

- ① 申請手続きは、都道府県連盟名誉会議自体の発議により、その審査を行い、都道府県連盟理事会に報告し、日本連盟に申請する、または中央名誉会議自体の発議により審議を行い、決定する。

② 申請の基準

- ◆ 県連盟有功章受章後、**更に満 10 年以上継続**して奉仕実績があり、且つ初期

登録より通算して、**加盟登録が 20 年以上**である事。

- ◆ 県連盟特別有功章受賞後、**更に満 5 年以上継続**して奉仕実績があり、且つ初

期登録より通算して、**加盟登録が 20 年以上**である事。

- ◆ 上記の年数は、最低の年限を示すもので年限を経過すれば直ちに贈るというもので

はない。役務による功績・功労を重視し評価する。

③ 年齢の下限

◆ 申請の年の3月31日現在において満41歳以上。

以上 上記以外の基準については、日本連盟感謝・表彰規程に準ずる。

平成 元年 03 月 04 日改正

平成 02 年 02 月 10 日改正

平成 11 年 03 月 14 日改正

平成 15 年 02 月 16 日改正

平成 15 年 11 月 08 日改正

平成 17 年 10 月 21 日改正

平成 21 年 10 月 24 日改正

平成 22 年 04 月 01 日改正

平成 24 年 10 月 16 日改正

日本連盟の規程変更に伴い改正

日本ボーイスカウト静岡県連盟名誉会議

